

第67回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成22年10月7日（木）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩
7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三
13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第30号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後 1 時 3 0 分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

現地調査に引き続き第 6 7 回農地部会を開催いたします。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議なしと認めまして、それでは議席番号 5 番の潮 秀男委員と議席番号 6 番の安田 浩委員にお願いいたします。

また本日の欠席は、ございません。

それでは審議に入ります。初めに議案第 2 7 号をお願いいたします。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

始めに番号 1 8、1 9 の皆生 2 丁目の案件につきましては、私が地元委員として説明がございますので、議長を交代いたしま

す。

(倉敷部会長から石橋部会長職務代理に議長交代)

議長(石橋委員)

それでは、番号18、19の皆生2丁目ですが、関連でございますので一括して審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(宅和主幹)

番号18と番号19の皆生2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は農地を効率よく利用するため、隣接する農地どうしの一部を交換しようとするものです。交換後の経営面積も18番の譲受人が63a、19番の譲受人が37aと変わりありません。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(石橋委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17番(倉敷委員)

18番と19番の農地は2.13㎡の交換でございます。

家も隣同士、農地も隣同士でして、農地を効率的に利用できるよう、隣接するお互いの農地の一部を交換し、境界線をまっすぐにしようとするものです。いずれにしても許可要件については、特に問題ないと思われます。

議長(石橋委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(石橋部会長職務代理から倉敷部会長に議長交代)

議長(倉敷委員)

続きまして、番号20の大崎について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号20の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、親子間の世帯内における贈与であり、取得後の経営面積は135aで変わりありません。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんからの報告がございますか。

1番（石橋委員）

番号20番の案件でございますが、父の所有する農地の一部面積475㎡を同居の息子に贈与するものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号21の河崎と番号22の夜見町につきましては、受け人が同じ方でございますので、一括して審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号21の河崎と番号22の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。番号21の河崎は、譲受人が規模拡大のため自宅に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。番号22の夜見町も、譲受人が規模拡大のため農地を使用貸借しようとするものです。取得及び借り受け後の経営面積は45aとなります。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんなにか報告がありますでしょうか。

8番（隠樹委員）

21番と22番は関連ですので説明しますが、私と山中委員立会いのもとで行きました。

譲受人宅に隣接する農地452㎡を売買により取得しようとするものです。22番は、同じ地権者から農地3,590㎡を10年間の期限で使用貸借しようとするものです。いずれも許可要件については、特に問題はないと思われまますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長（倉敷委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号23彦名町と番号24の夜見町につきまして、受け人が同じ方でございますので、一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号23の彦名町と番号24の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。番号23の彦名町は、譲受人が規模拡大のため農地を贈与により取得しようとするものです。番号24の夜見町は、譲受人が規模拡大のため農地を使用貸借しようとするものです。取得及び借り受け後の経営面積は55aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんからの説明をお願いします。

16番（竹中委員）

23番は、譲受人が不在地主である親戚から農地634㎡を贈与により無償で譲り受けようとするものです。24番は、農地3,113㎡を5年間の期限で使用貸借をしようとするものです。いずれも許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次きまして番号25、和田町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号25号の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、自作地付近の農地を無償で譲り受けようとするものです。取得後の経営面積は130aとなります。提出書類等に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

14番（井田委員）

譲受人が、不在地主から農地1,735㎡を無償で譲り受けようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

4番（高西委員）

両人はどんな関係ですか。

14番（井田委員）

本家分家になります。

4番（高西委員）

なんか自信のない説明だが。

14 番（井田委員）

それ以上説明がいらいますか。

4 番（高西委員）

今の時代いくら農地といえども 2,000 m²近いものを無償で贈与だからなぜかと思ってです。

14 番（井田委員）

よそに出てますのでね。

4 番（高西委員）

それならそんな具合に具体的に、私ならどういう関係かまで説明するよ。委員さんによく理解できるように説明しないと。

14 番（井田委員）

あまり深く説明しなくてもいいじゃないですか、親戚であるということでも了解していただきたい。

16 番（竹中委員）

この問題はこれからも多々出てくると思います。突き詰めていけば農業委員が親戚関係を尋ねることが適切かどうか、自分もまだ自信がないです。今の個人情報の問題から。

4 番（高西委員）

個人情報というのは、委員会の中で審議してそれを知ってこれを第三者に言うのはいけないが、個人情報は何かということをもう少し勉強する必要がある。

9 番（森中委員）

この贈与の関係は、事務局はどういうことで受けているのか。部会にかける前の事務処理として。

事務局（宅和主幹）

基本的にどういう関係ですかということはある程度聞きます。今回は代書人から聞いたんですが、そんなに近い親戚関係ではないと聞いています。

4 番（高西委員）

もう少しちゃんと聞かないといけない。なんでそういうことを言うかということ、たとえば無償で贈与するということは、たと

えば耕作に非常に支障をきたすような場所かもしれないし、だからいろんなことを聞くわけだからそれについてはきちんと答えないといけない。それから二言目には個人情報と職員も委員もいうが、個人情報はどういうことかももう少し勉強しないとけない。

16番（竹中委員）

申し合わせでもないですが、何処どこの親戚の關係に当たるかということぐらいは尋ねてもいいということですね。

4番（高西委員）

聞くことは委員として当然だ。そうしないと農業委員としてどうやって説明するんですか。例えば親子ならそうですかということになる。例えば税金対策で生前に贈与するとかならわかるが、事務局が言うには薄い親戚みたいな他人みたいな。他の委員さんにも聞いてみてください。私はそういう考えだ。

議長（倉敷委員）

そういたしますと、今後ともそういうことが無いようにして、事務局も地元委員さんもよく相談して対処してもらうようにして、今回は承認したいと思いますがいかがですか。

（異議なしの声あり）

9番（森中委員）

それで今後ですが、どういう整理のしかたをするんですか。

議長（倉敷委員）

事務局も地元委員さんもよく協議して結論が出てから委員会にかけてくださいということです。

9番（森中委員）

今回は地元委員とこの件について話をしていないのか。

4番（高西委員）

事務局、委員さんによく理解できるように説明するように。地元委員さんとどういふ話がなされているのか。

事務局（宅和主幹）

場所とか農地の位置、申請者そのようなものを説明しています。

4 番（高西委員）

森中委員や私の言っていることが理解できてない。親戚なのかどうなのか聞いたのにはっきりした説明ができていない。

説明というのは、相手が良く理解できるように説明するのが説明だ。その中で聞かれたことで説明できないならその点はもう一度調べて回答させていただきますとこういうふうでないといけない。

事務局（松浦主査）

まず3条の取得用件でございますが、取得される和田町の方ですが、今回の申請地は和田公民館の近くで、ご本人の耕作地の近くであるということがございます。経営の状態ですとか保有する機械とか許可要件には合致しているということで問題は無いと判断しておりますが、通常は売買ですとか賃貸ですとかこれが通常の形態ですが、今回は贈与でしたので、これは親戚なのかなどのご質問ですが、許可要件は十分クリアしていましたが、贈与であるというところの経緯が十分説明できなかったということでございますので、そこのところは今後注意していきたいと思えます。

1 番（石橋委員）

私はこの譲受人さんをよく知っていますが、ねぎを精力的に作っておられる方として、譲り受けたからといって農地を荒らすような方でもありませんし、積極的にやっておられる方ですので、そのあたりでは疑念はございません。

2 番（福田委員）

この件は別にしてこれからのあり方として、不在地主の問題というのは、この弓浜の形にかぎらず今後ともいろいろな形、水田でも出てくると思う。そのときにこういう形で出てきたときにどうするのか。現在の農地の状況がどうなっているのかとか、その辺も含めて、例えば荒れて不在地主の方がもう投げっぱなしだから、荒れてもう手が付かないと、こういう状況だから隣で耕作しておられる方に多少の縁繋がりもあるし贈与しますと、そういうケースもあると思う。その辺のことも含めてもう少し詳しく聞いて説明してもらおうと、委員もそれを心がけるといふうなかつこうに今後の問題として取り組んでいかないといけないと思えます。

4 番（高西委員）

そう思う。今の説明にしても、本人さんとは血縁関係がないとすれば、今はねぎを作って非常に農業に意欲的にされているとか、今回の物件については、地権者は県外におられて地元におられないと、畑も荒れていけないと隣にも周囲にも迷惑がかかる

ので譲るからということで受けられたとか、ある程度のことが分かればいいが、事務局も委員もあいまいな説明するから。

議長（倉敷委員）

そうしますと、これは認めて、次からは事務局と地元委員とがもう少しつめて委員が納得いくような説明をお願いします。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

次に番号26と6ページ番号27の奥谷ですが、譲受人が同じ方でございますので一括して審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号26と番号27の奥谷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。番号26及び番号27はいずれも、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は150aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんなにか報告がありますか。

13番（松林委員）

今事務局からもありましたが、26番も27番も高齢で耕作できませんので売りたいということでしたが、同じ地元で譲り受け人が規模拡大のため買い受けようとするものです。よろしく審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ議案第28号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項におい

て準用する第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号2の上福原ですが、私が地元委員として説明したいと思いますので議長を交代いたします。

(倉敷部会長から石橋部会長職務代理に議長交代)

議長(石橋委員)

それでは番号2、上福原について説明をお願いいたします。

17番(倉敷委員)

2番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。上福原の田で面積は463.88㎡で、申請者は、自宅で自営業を営んでおります。毎月20人規模の営業会議を開かなければなりません、参加者全員の駐車場確保ができないため、同じ内容の会議を数回に分けて開催するなど、かなりの不便を強いられておられます。

この度、会議参加者が一同に集まれるよう自宅横の田の一部を20台分の駐車場に転用することを計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もありますし、その隣は宅地造成をして約60戸が現在建っております。第2種農地に該当すると思われるので、転用については問題ないと思います。

議長(石橋委員)

ただ今番号2について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(石橋部会長職務代理から倉敷部会長に議長交代)

議長(倉敷委員)

続きまして議案29号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

番号29、両三柳について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（隠樹委員）

29番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりで、申請地は、両三柳の田でございます。面積は1,110㎡です。

申請者は、もともと彦名町で建設業を行っていましたが、平成20年に会社を両三柳に移転しました。現在、彦名町にも資材置場はありますが、業務上の効率化を目的に資材置場を両三柳に計画したものです。土地改良区の同意、大沢川管理組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅等が連たんしている区域に近接する農地で第2種農地に該当します。転用することについて問題ありませんのでよろしく審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今番号29について説明がありましたが、ご意見質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号30河崎について地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（隠樹委員）

現地調査のときに一番目に通りました河崎の土地です。申請地は、河崎の畑で面積は320㎡です。河崎保育園の改築に伴い職員及び保育士の駐車場が手狭になるため、駐車場を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅等が連たんしている区域に近接する農地で第2種農地に該当すると思われます。転用することについて問題ありませんのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

番号30について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

9番（森中委員）

ちょっといいですか。555㎡の内320㎡ですが、分筆されますか。

事務局（大許主幹）

分筆はされません。一部転用です。

9番（森中委員）

面積的に320㎡とっているが、400になるか450になるかわからんね。

事務局（大許主幹）

320㎡で測量図が出ております。被害防除で用壁をもうけるということになっておりますので、L型かCBか分かりませんが、用壁を作るといことです。

9番（森中委員）

そういう説明があれば良いけど分からなかったの。

議長（倉敷委員）

いいですか。そうしますと異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号31の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（安田委員）

31番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は44㎡です。

既存の住宅への進入路部分が狭いため、これを拡張したく計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅等が連たんしている区域に近接する農地で第2種農地に該当すると思われます。転用することについて問題ありませんのでよろしくご審議お願いします。

議長（倉敷委員）

番号31について地元委員から説明がありましたが、ご意見ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号32彦名町について地元委員さんから説明をお願いいたします。

6 番（安田委員）

3 2 番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑です。彦名町の下水道工事の施工に伴い現場事務所及び資材置場として一時転用するものです。川の境界から 1m 控えて鉄板を強いて利用する計画ですのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

番号 3 2 について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号 3 3 の吉谷について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13 番（松林委員）

今日最後に見ていただいた箇所ですが、この土地は今年 6 月 8 日の 63 回農地部会で農用地利用計画の一部を除外するというところで、1508 m²の内 300 m²を除外の許可をいただいた農地に分家住宅を建てると。今実家のほうと一緒に住んでいらっしゃいますが 299 m²を農家分家にしたいということですので、よろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

番号 3 3 について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして 1 1 ページ番号 3 4 の富益町について、地元委員さんから説明をお願いします。

16 番（竹中委員）

3 4 番の議案についてご説明します。申請地は、県営の弓ヶ浜地区の用排水路の U 字溝設置に伴う資材置場として一時転用するものです。土地改良区や隣接耕作者の同意もあり問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにします。

続きまして番号35の淀江町西原について地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（唐来委員）

35番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、淀江町西原の畑で、面積は1,690㎡です。

大淀畑総（白浜2工区畑かん施設）工事に伴う資材置場として一時転用するものです。転用期間は、平成23年3月31日までです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。

農用地区域内の農地でもありますが、一時的な利用に供する場合であって転用することについて問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（倉敷委員）

番号35について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして番号36の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（高西委員）

36番の説明ですが、先月佐陀の国道を入ったところ分筆をして一部転用がでていたあの奥です。申請者は、申請地の向かいで医院を営んでおりますが、駐車場が狭いので道を挟んで向かいの畑地を売買で購入し駐車場にするという申請でございますが、周辺は前回見ていただいたとおり住宅がどんどん建っている地区でございますし、排水等も実行組合の承諾もありますし、転用してもなにも問題はございませんので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（倉敷委員）

番号36について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして、12ページ、議案第30号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

13ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が6件ございます。

それでは、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号10-1から番号10-6までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが6筆9,465㎡、畑に関するものが2筆3,271㎡ございます。

10-1から10-6まで、いずれも再設定でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号10-1から番号10-6まで説明がありましたが、ご意見質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上ですが、続いて報告事項に移ります。

17ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号15から18までの4件を受理

しています。

続きまして、18 ペ - ジ、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 19 から 19 ページ番号 26 までの 8 件を受理しています。

続きまして、20 ペ - ジ、(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について番号 5、6 の 2 件を受理しています。

続きまして、21 ペ - ジ、(4) 非農地現況証明について、番号 16 から 19 までの 4 件を証明しています。

続きまして、22 ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について、番号 23 から 23 ページ番号 31 までの 9 件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長 (倉敷委員)

ただ今会長から報告がございましたが、これについて意見質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

本日予定していました審議は以上ですが、議題などの追加等はございませんか。

ないようですので、それでは事務局からの連絡事項があれば説明してください。

事務局 (松浦主査)

(配布資料に基づき事務連絡)

議長 (倉敷委員)

皆さんほかにございませんでしょうか。ないようでしたら第 6 7 回農地部会を閉会したいと思います。

閉 会 午後 3 時 3 0 分